

テニスコート予約方法検討会（第2回）報告

テニスコート予約方法検討会（第2回）を令和6年11月24日に開催しましたので、概要を下記のとおり報告します。

記

1 開催経緯

第1回検討会以降の検討内容を報告しました。

6年 1月：第1回検討会内容を市に報告。

一般利用者の「テニスコートの予約可能日の拡大」「予約方法の公平性の確保」を課題としました。

6年 8月：市内主要団体（市テニス連盟、市ソフトテニス連盟、市中体連テニス部会と施設管理者（公社）は、課題の協議を行いました。

6年10月：WEB アンケートを実施しました。

2 第2回検討会の概要

① 第2回検討会

日時 令和6年11月24日（日）午後1時30分～午後3時10分

場所 ワークプラザ勝田 研修室2

参加者 参加者16人

② 検討会内容

- ・ 開催経過説明
- ・ 予約基準（案）の説明（資料①）
- ・ 予約方法への意見交換
- ・ Webアンケート結果（資料②）回答者：136件
- ・ 市環境整備要望事項一覧（資料③）

3 予約基準（案）説明概要

事務局が作成した予約基準（案）の内容を要件ごとに説明しました。

今回の検討内容を、市と協議し予約方法基準として、決定を利用者に周知する予定です。

① 大会について

総合運動公園のテニスコートの土日祝日は、年間約100日あるが、約70日が先行予約により塞がっています。そのほか、交流大会・練習試合で先行予約が追加

され、一般利用者の利用可能日が極めて少ない状態です。

大会基準を規定して、一般利用日を拡大するものです。

② 定期活動

2団体の定期活動（勝田テニスクラブ・勝田ソフトテニスクラブ）は、市テニス連盟及び市ソフトテニス連盟の推薦により継続して活動を認める方針で提案します。

*後日、市ソフトテニス連盟様から、勝田ソフトテニスクラブの推薦はしないとの申し出がありました。

③ 抽選について

ア 抽選の賛否が拮抗しておりますが、公平性の観点から、抽選実施にむけて、市と協議します。

イ 対象施設について、市と協議します。

ウ 抽選は、利用者登録が必須。当落は、ネット上で確認できます。当落も自動でメールが入ります。電話で確認もできます。

ただし、当選者が13日～19日に「利用確定」を行わない場合、当選が取消されます。

エ 抽選対象につて、市内在住者のみの要望がありますので市と協議します。

④ 一般申請について

月末利用申請日の明記。（月末は前月の月末申請）

申請解禁時間は、午前6時

⑤ 利用者登録

ア 利用者登録の窓口を説明。

イ 名簿提出については、「名簿無しは、月間10時間以内」、「名簿あり（10名）は、月間20時間以内とし、名簿が1枚増えるごとに、20時間を追加する。」の2案併記し、どちらかを市と協議します。

ウ 利用者登録は、申請者確認のため、有効期限を3年とし提案します。

エ 利用者登録が複数ある方については、統合や一時停止により登録者管理の適正を進めます。

オ 利用者登録をした利用者が、2年間施設使用を行わない場合、一時停止を規定します。

カ 大会主催は、「利用者登録（団体）」を行い、利用時間超過の為別管理とします。

⑥ 利用者登録の取消等

ア 利用者登録の取消し要件の規定

イ 利用者登録の一時停止要件の規定

この内容は、不正申請等の違反行為した利用者に対し、管理者が指導しても、状況の改善がない場合に取消等が行えるよう規定します。

これにより、不正申請等の抑止効果を目的とするものです。

⑦ その他（適用日）

令和7年4月1日適用と規定していますが、抽選を実施した場合、2月に抽選申請を開始することとなり、周知期間が足りない可能性がありますので、適用時期は、市と協議します。

4 質疑・意見聴取

公社は、基準（案）に対し、参加者から意見聴取、運営方法の検討を行いました。内容は別紙②のとおりです。

5 市環境整備要望について

資料③により、参加者から要望を聴取しました。設備の改修要望が多数ありましたので、別紙③により一覧を作成し市へ要望することとしました。

6 今後の対応

- ① 第2回検討会の概要公開 (令和6年12月)
- ② 市担当課との協議 (令和6年12月)
 - ・ テニスコート予約方法の協議
- ③ 新予約基準の広報 (令和7年 1月予定)
- ④ 新予約基準の運用 (令和7年 4月予定)